

手打ちそば伝道師技能検定デモンストレーターに関する要項

1 目的

手打ちそば伝道師技能検定制度の発展のため、技能検定の課題ごとのデモンストレーションを行う「手打ちそば伝道師技能検定デモンストレーター」(以下「デモンストレーター」という。)の任命等に関する事項を定める。

2 デモンストレーターの種類と人数

デモンストレーターは師範、准師範から段位ごとに任命するものとし、当面、四段位(粗挽き10割)、五段位(郷土そば)、六段位(さらしなそば)とする。

人数は、それぞれ複数とする。

3 デモンストレーターの任務

デモンストレーターは、手打ちそば伝道師技能検定制度の普及のため、技能検定会が実施される会場、そば祭り等でのイベント、手打ちそば技能研修会等でデモンストレーションを行う。

4 デモンストレーターのデモンストレーション

技能検定部長が必要に応じて依頼するものとする。

5 デモンストレーターの任命

デモンストレーターは、「手打ちそば伝道師技能検定デモンストレーター選考会」を開催し、選考された者を代表理事が任命する。

ただし、選考会を開催することができない場合等は、そばづくり技能検定委員会要項に規定する技能検定委員会で選考した者を代表理事が任命する。

6 デモンストレーターの任用期間

次のデモンストレーター選考会または技能検定委員会で新たなデモンストレーターが任命されるまでとする。

7 費用弁償

デモンストレーターがデモンストレーションを行うための交通費等はNPO法人そばネットジャパン旅費規程の規定を適用して支給する。

8 その他

この要項の規定により難しい事案が生じた場合は技能検定委員会で協議して決定する。

附則 この要項は令和4年1月29日から施行する。